

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧【関東地方】（平成29年4月現在）

《茨城県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
子育てぽかぽか広場事業 （H29 54万円）	NPO 法人等	未就学児とその親が、遊びながら、情報交換や子育ての相談ができる場所を委託実施。	水戸市 保健福祉部子ども課 子育て支援係 TEL 029-232-9176 http://www.city.mito.lg.jp/001245/001258/p000070.html
市民センター子育て広場事業 （H29 774万円）	任意団体等	地域ボランティアの見守りのもと、親子が気軽に集い、交流できる「遊びの場」の提供を委託実施。	水戸市 保健福祉部子ども課 子育て支援係 TEL 029-232-9176 http://www.city.mito.lg.jp/001245/001258/p008668.html
地域子ども食堂運営補助事業 （H29 48万円）	日立市社会福祉協議会に協力し、地域子ども食堂を運営する団体等	地域子ども食堂の運営に要する食材費、営業許可申請手数料、従事者費用弁償、従事者保険料を補助する。 補助率 10/10 補助額 最大24万2千円（1か所・年）	日立市 保健福祉部社会福祉課 TEL 0294-22-3111 （内線786）

<p>子育て広場推進事業補助金 (H29 95万円)</p>	<p>任意団体等 (1団体)</p>	<p>市次世代育成ルームにおいて子育て広場推進事業を実施する者に対し、当該事業に要する経費を補助する。(1団体に対し、95万円を限度に助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <p>人件費、役務費、需用費等</p>	<p>結城市 保健福祉部子ども福祉課 子育て支援係 TEL 0296-34-0427</p>
<p>放課後子ども教室推進事業 (H29 24万円)</p>	<p>民間団体</p>	<p>小中学生を対象とした、土曜午前中の学習支援事業を、ボランティアへの委託により実施する。</p>	<p>かすみがうら市 教育委員会生涯学習課 TEL 029-897-0511</p>

《栃木県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>子どもの居場所運営費補助事業 （H29 2509万円）</p>	<p>市町村(中核市を除く)</p>	<p>ネグレクト家庭の児童等支援の必要な子どもに対し食事や学習の場等を提供する居場所の運営に係る費用を補助する。（補助率 1/2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費ベース 上限 886 万 4 千円 <p>※国庫補助事業の対象とならない事業分に対し補助する。</p>	<p>栃木県 保健福祉部こども政策課 TEL 028-623-3061</p>
<p>子どもの居場所担い手育成事業 （H29 167万円）</p>	<p>子どもの居場所を運営する NPO 法人等</p>	<p>コーディネーターを配置し、居場所運営に係る相談支援、研修の開催、ネットワーク会議開催等担い手育成に係る費用を委託により支援する。</p>	<p>栃木県 保健福祉部こども政策課 TEL 028-623-3061</p>
<p>子育て支援事業 （H29 2857万円）</p>	<p>宮っ子ステーション事業 （放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室事業）を運営している、各小学校区の地域の運営委員会</p>	<p>平日の午前中に、乳幼児とその保護者の交流の場を提供する子育て支援事業を市が運営委員会に委託して実施する。</p>	<p>宇都宮市 教育委員会事務局生涯学習課 TEL 028-632-2676</p> <p>http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogaigakushu/1012031/1006548.html</p>

<p>市民活動助成事業 (H29 336万円)</p>	<p>自主的で公益的な活動を実施する市民活動団体</p>	<p>市民活動団体の自主的で公益的な活動のきっかけづくりや、新規事業や事業拡大の促進など、団体の自立化と活発化を推進することを目的に活動資金等を助成する。</p> <p>(補助率 1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタート支援 上限 1 団体あたり 10万円 (1 回限り) ・ステップアップ支援 上限 1 団体あたり 30万円 (2回まで) ・連携支援 上限 1 事業あたり 30万円 (2回まで) <p>※子ども食堂や学習支援に活用される。</p>	<p>宇都宮市 市民まちづくり部 みんなでまちづくり課 TEL 028-632-2886</p> <p>http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kyodo/npo/1006191.html</p>
<p>青少年の居場所づくり事業 交付金 (H29 171万円)</p>	<p>地区青少年育成会など、地域において「青少年の居場所」を設置・運営しようとするもの</p>	<p>青少年が気軽に立ち寄り、かつ、自由に集まることができる「青少年の居場所」の設置・運営にかかる費用の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費補助 上限 12万円 (運営費補助基礎額) 5万円+700円×開催日数 ・新規開設経費補助 上限5万円 <p>(補助率 10/10)</p>	<p>宇都宮市 子ども部子ども未来課 TEL 028-632-2344</p> <p>http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/seishonen/ibasho/1004110.html</p>

<p>要支援児童健全育成事業 (H29 794万円)</p>	<p>養育放棄等の状況にある要支援児童に、放課後及び長期休業中に、居場所を提供するとともに、基本的な生活習慣や学習支援などの支援等を行う団体等</p>	<p>要支援児童に、健全な家庭の養育を経験・学習させる事業を行う団体に対し、当該事業に要する経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 事業を実施するための人件費、不動産賃貸料など(補助率 10/10) 	<p>宇都宮市 子ども部子ども家庭課 子ども家庭支援室 TEL 028-632-2750</p>
<p>子ども食堂開設運営補助事業費 (H29 10万円)</p>	<p>NPO法人、社会福祉法人、任意団体</p>	<p>ひとり親家庭の子弟(小中学生)に、月1回程度、食事を提供するとともに学習支援を行う居場所の開設及び運営を補助する。 (上限 10万円)</p>	<p>栃木市 こども未来部子育て支援課 児童家庭係 TEL 0282-21-2226</p>
<p>子どもの居場所事業 賄材料費(食材費) (H29 6万円) 公民館使用料 (H29 2万円)</p>	<p>任意団体等</p>	<p>学童や乳幼児及びその親が気軽に集まることが出来る居場所づくりのため、会場の借り上げ料、賄材料費にかかる経費を公費負担する。</p>	<p>芳賀町 住民生活部福祉対策課 福祉係 TEL 028-677-1112</p>

《群馬県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
子どもの居場所づくり応援事業 （H29 300万円）	子どもの居場所づくり事業 に取り組む民間団体	子ども食堂や無料学習塾の新規の 立ち上げや機能の追加に要する費 用に対する補助。 定額：1団体20万円以内	群馬県 こども未来部子育て・青少年課 TEL 027-226-2622
子ども食堂事業 （H29 40万円）	子ども食堂を運営する民間 団体	子どもの居場所づくりの推進を 図ると共に、バランスのとれた食 事の提供により食育を推進するこ とで、子どもの健康的な成長に資 するため、こども食堂を運営する 団体を支援する。（詳細は検討中）	大泉町 福祉課 TEL 0276-55-2631

《埼玉県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>子どもの居場所づくり事業 （多世代交流会食） （H29 276万円）</p>	<p>子どもの居場所づくり及び 地域における世代間の交流 を図るための会食を実施す る市内の団体等</p>	<p>会食の実施にあたり、子ども及び ボランティアへの食事の提供に必 要となる食材購入費（1人あたり6 00円）並びに備品・消耗品の購入 等に係る費用（1か所につき2分の1 かつ10万円以内）を補助する予 定。 ※モデル事業とし市内4か所を予 定。</p>	<p>さいたま市 子育て支援政策課 TEL 048-829-1909</p>
<p>川越市提案型協働事業補助金 （H29 216万円）</p>	<p>川越市内に事務所もしくは 活動場所を有する市民活動 団体（自治会、NPO法人又は ボランティア団体など）で以 下の条件を満たすもの ①構成員が5名以上 ②宗教、政治、選挙活動を目的 とした団体でないこと。</p>	<p>市民活動団体等が地域の課題を解 決するために、主体的に取り組む 協働事業の実施に直接必要となる 経費の2分の1を補助する （上限20万円）</p>	<p>川越市 市民部地域づくり推進課 TEL 049-224-5705 http://www.city.kawagoesaitama.jp/shisei/toshi_machizukuri/kyodo_machizukuri/H29kyodoteian.html</p>

<p>春・夏の遊び場運営委託 (H29 24万円)</p>	<p>NPO法人</p>	<p>春休み、夏休みの子どもの居場所づくりとして事業実施。事業の実施に必要な経費を委託料として支払う。</p>	<p>東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005</p>
<p>大岡子育てひろば運営委託 (H29 39万円)</p>	<p>NPO法人</p>	<p>市内の子育て支援拠点等がない地区において、乳幼児の居場所づくりとして事業実施。 事業の実施に必要な経費を委託料として支払う。</p>	<p>東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005</p>
<p>放課後ひろば運営委託 (H29 36万円)</p>	<p>NPO法人</p>	<p>放課後等の子どもの居場所づくりとして、年24回事業実施。事業の実施に必要な経費を委託料として支払う。</p>	<p>東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005</p>
<p>鶴ヶ島市市民提案による 協働事業 (H29 30万円)</p>	<p>鶴ヶ島市民(個人3人以上)、 市民活動団体、事業者</p> <p>※H28・29年度の2か年 市内 で子ども食堂を開設するNPO法人 に対して補助を行っている。</p>	<p>福祉、まちづくり、環境、その他の分野に係る地域の身近な課題の解決や公益の増進を図ることを目的とした事業に対し補助。 金額は事業に要する経費で、1事業あたり30万円上限</p>	<p>鶴ヶ島市 地域活動推進課 TEL 049-271-1111</p> <p>http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page000566.html</p>

《千葉県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>こどもカフェ （H29 237万円）</p>	<p>NPO 法人</p>	<p>子どもにとって居心地がよく、落ち着くことのできる子どもの居場所である「こどもカフェ※」をNPO 法人に委託して、週 1～2 回開催。 ※子どもが気軽に立ち寄り、学生や地域のボランティアの方々など、信頼できる大人が見守る中で、異年齢の子どもと一緒に遊び、そして学びながら、地域全体で子どもを育てていくことができる場所。</p>	<p>千葉市 こども企画課 TEL 043-245-5673</p> <p>https://www.city.chiba.jp/kodomo-mirai/kodomomirai/kikaku/cafe.html</p>
<p>四街道プレーパーク運営事業 （H29 291万円）</p>	<p>プレーパーク（冒険遊び場）を提供する企画提案公募により採択された事業者</p>	<p>創造性、協調性、自主性を育み、健全な心身の発達を促すことができる空間を提供することを目的として、プレーパーク事業を行っており、委託及び次のような支援を行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業広報、啓蒙活動支援 ・ 公共施設利用時の減免等 	<p>四街道市 健康こども部子育て支援課 TEL 043-421-6124</p>

<p>住民協働事業「子育てサポート事業」 (H29 30万円)</p>	<p>市民団体等</p>	<p>地域の課題に自主的、主体的に取り組む市民団体等から企画や実施事業を公募し、公益性のあるまちづくり事業を住民協働事業として採択し、補助金を交付している。平成29年度は、採択した事業の中に、子育て世帯が安心して子供を預けることができ、また、子育ての悩みを相談できる子育てサポーターの養成や子育て世帯のコーディネートを行う事業が含まれている。</p>	<p>大網白里市 地域づくり課市民協働推進班 TEL 0475-70-0342</p>
---	--------------	---	---

《東京都》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>子供の居場所創設事業 （H29 1.8億円）</p>	<p>区市町村</p>	<p>学習支援や食事の提供、保護者への援助などを一体的に行う居場所づくりを支援する。生活困窮者自立支援法の学習支援事業実施要領に記載されている「（2）居場所の提供」を全児童を対象（小学生を必須）として実施した上で、都が定める基準を満たした場合、都加算補助を行う。 （補助率）運営費 1/2、施設整備 10/10</p>	<p>東京都 福祉保健局 少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 TEL 03-5320-4371</p>
<p>子供サポート事業立上げ支援事業 （H29 35.7億円の内数） 地域福祉推進区市町村包括補助事業の一部 で実施</p>	<p>区市町村</p>	<p>民間団体が生活困窮世帯の子供に対して支援を行う事業の立上げや、民間団体間の連携推進等に取り組む区市町村への補助を行う。 ①立上げ支援事業 ②立上げアドバイザー配置事業 （補助率）1/2</p>	<p>東京都 福祉保健局 生活福祉部生活支援課 生活援助担当 TEL 03-5320-4572</p>

<p>みんなの食堂づくり支援事業（試行事業） （H29 50万円）</p>	<p>NPO法人、企業又は任意団体等</p>	<p>子どもや高齢者等の孤食防止や他世代の交流を目的とした食堂を実施（実施に際し、参加者に子どもを含めることを条件とする。）する団体に対し、実施に必要な物品を支給する。（一団体の購入品の総額上限：7万5千円まで）</p>	<p>中央区 福祉保健部 子ども家庭支援センター TEL 03-3534-2103</p> <p>http://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/shien/minnnanoshokudosientukuri/index.html</p>
<p>新宿区子ども未来基金 （H29 300万円）</p>	<p>構成員が5人以上の団体で以下の活動を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学び、共食、体験の機会や活動の場の提供、子どもの情緒や創造性の育成、孤児や育児の孤立化を防止する活動 ・ひとり親家庭、生活困窮家庭等、困難を抱えた子どもや家庭を支援する活動 ・子どもの発育発達や不登校、思春期のこころの問題などを抱える子どもと保護者を地域でサポートする活動 	<p>平成28年4月に「新宿区子ども未来基金」を設置し、基金を活用して子どもの育ちを支援する以下の活動に助成を行っている。 助成率は対象経費の3/4</p> <p>①支援を必要とする子どもと子育て家庭を継続的に支える活動 （上限額 30万円）</p> <p>②子どもの健やかな成長を支える活動、子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むことに寄与する活動（上限額 10万5千円）</p>	<p>新宿区 子ども家庭部 子ども家庭課企画係 TEL 03-5273-4261</p> <p>http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/kodomok02_002040.html</p>

<p>台東区子供育成活動支援事業補助金 (H29 300万円)</p>	<p>台東区内で事業を実施する社会福祉法人、NPO 法人 その他区長が認めた団体</p>	<p>次に掲げる全ての事業を継続的に行う場合、補助金を交付する。上限額 150 万円。 (1)子供が集い、交流する場の提供及び子供の交流の促進に関する事業 (2)学習指導及び相談、進学相談等に関する事業（週2回以上） (3)栄養バランスの取れた食事を提供する事業（月2回以上）</p>	<p>台東区 区民部子育て・若者支援課 TEL03-5246-1237</p>
<p>荒川区子どもの居場所づくり事業 (H29 1775万円) ※うち 100 万円は子ども食堂支援に計上 (H29 より実施予定)</p>	<p>10 人以上の構成員がいる団体 (ただし、過半数が荒川区の区域内居住者又は勤務又は通学者であるものに限る)</p>	<p>生活困窮世帯、ひとり親家庭その他の支援を必要とする家庭の子どもを対象とした、①週 1 回程度以上行われる居場所事業②学習体験事業に対し次の基準額のとおり補助を行う。 【基準額】 ① 実施 1 回あたり 1 万 5 千円 +参加対象者 1 千円/人 ② 実施 1 回あたり 5 千円 +参加対象者 5 百円/人</p>	<p>荒川区 子育て支援部 子育て支援課管理調整係 TEL 03-3802-3111 (内線 3812) https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/shisetsu/kodomonoibasho.html</p>

<p>公益活動げんき応援事業助成金 (H29 654 万円)</p>	<p>①足立区 NPO 活動支援センターの登録団体で、足立区内を主な活動地域としている NPO 法人やボランティア団体</p> <p>② 足立区地区町会自治会連合会などの地縁団体</p>	<p>寄附と区の拠出金からなる協働パートナー基金を活用し、区内の公共性・公益性の高い活動や地域貢献活動を支援するための助成を行う。</p> <p>【事業対象経費】</p> <p>①げんき応援コース 10 万円以内</p> <p>②ステップアップコース 10 万以上 50 万円以内 (補助率3分の2)</p> <p>【28 年度採択件数】</p> <p>①16 件 (8 件)、②6 件 (2 件)</p> <p>* () 子どもの居場所に関する事業の採択件数</p>	<p>足立区 地域のちから推進部 区民参画推進課 NPO 活動担当 TEL 03-3880-5020</p> <p>https://www.city.adachi.tokyo.jp/chiikibunka/kuminsanka/kyodo/npo/index.html</p>
<p>市民企画事業補助金 (H29 800 万円)</p>	<p>非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体 (法人格の有無は問わない)</p>	<p>市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業について、その経費の一部を補助。</p> <p>①活動支援部門：活動を始めて間もない団体が、自らの活動を広く紹介する事業 (上限 10 万円、補助率 10/10)</p> <p>②事業実施部門：自立運営を目標に企画提案する事業 (上限 100 万円、補助率 1/2)</p>	<p>八王子市 市民活動推進部協働推進課 TEL 042-620-7401</p> <p>http://www.city.hachioji.tokyo.jp/curashi/shimin/001/003/index.html</p>

<p>子どもの居場所づくり事業 補助金交付事業 (H29 210万円)</p>	<p>18歳未満の子どもの健やかな育成のため、子どもとその家庭を地域で支えることを目的として活動し、又は活動を予定している団体及び個人</p>	<p>(1)小学生から18歳までを対象とし、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所を提供する事業 (1事業につき35万円が上限)</p> <p>(2)0歳から18歳までを対象とした食の支援または学習支援を通じて、子どもや子育て家庭への居場所を提供する事業(1事業につき50万円が上限)</p> <p>※いずれも年間を通して事業を行う団体および個人に限る</p> <p>※(1)(2)合わせて予算の範囲内</p> <p>※(1)と(2)の同時応募は不可。</p>	<p>国立市 子ども家庭部児童青少年課 児童・青少年係 TEL 042-576-2111 (内線 198)</p> <p>http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kosodate/ikusei/1465447581634.html</p>
---	---	---	--

<p>ひきこもり支援事業補助金 (H29 57万円)</p>	<p>市内にひきこもり等の青少年を対象とするフリースペースを開設するNPO法人又はこれに準ずる団体※とする。</p> <p>※次に掲げる事項を満たす団体をいう。</p> <p>(1)当該団体の目的に賛同して入会した個人及び団体(以下「構成員」という。)を10人以上有すること。</p> <p>(2)団体の名称、代表者及び主たる事務所を有すること。</p> <p>(3)年に1回以上、構成員の全員に参加を呼びかけて総会を開催し、事業報告及び会計報告を行い、運営方針等について意見交換すること。</p> <p>(4)団体として収入・支出は予算に基づき行い、会計簿を備えること。</p>	<p>ひきこもり等の青少年の居場所の拡大を図るために、任意の事業者の自主的な活動を保障するとともに、地域でのフリースペース活動に必要な家賃の一部を助成することにより、事業者の負担軽減を図り、もって地域社会におけるひきこもり問題に関する理解を促進することを目的とした事業。</p> <p>支援対象経費はフリースペースを開設するに当たり賃借している施設の家賃とする。なお、支援額は、対象事業者が事業の家賃(共益費、駐車場使用料等を除く)に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。</p>	<p>狛江市 児童青少年部児童青少年課 児童青少年係 TEL 03-3430-1281</p>
<p>あきる野市地域子ども育成リーダー提案事業補助金 (H29 100万円)</p>	<p>提案事業を行う地域子ども育成リーダー※</p> <p>※市が主催する研修を修了し、市長から認定を受けた方々</p>	<p>地域の実情に応じた創意工夫のある取組によって、子どもの育成、子育て支援等を推進するため、広く市民を対象とした事業に補助を行う。</p> <p>(予算の範囲内において上限額20万円)</p>	<p>あきる野市 子ども家庭部子ども政策課 TEL 042-558-1111 (内線2681)</p> <p>http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000006338.html</p>

《神奈川県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
よこはまふれあい助成金	横浜市内の市民活動団体、NPO法人または、一般・公益社団法人	<p>より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる以下のような事業の支援を行う。</p> <p>①地域福祉保健計画区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活課題*があり支援を必要とする人に直接的な支援を行う事業 支援を必要とする人に情報を提供・発信する事業 広く住民に向けた福祉啓発事業 地域福祉保健活動に参加する人材の育成事業 <p>※ひきこもり、虐待、生活困窮などの状態にある人 助成限度額：100万円（2件） 30万円（10件）</p> <p>②継続的奨励助成区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民参加による地域福祉推進事業 <p>※助成限度額、助成件数は各区ごとに異なる</p> <p>※①②の事業とも子ども食堂や学習支援、学期の放課後の居場所事業、親子サロン、障害児の居場所などが対象活動に含まれる。</p>	<p>横浜市 こども青少年局企画調整課 TEL 045-671-4281</p> <p>①横浜市社会福祉協議会 TEL 045-201-2096 http://www.yokohamashakyo.jp/vc/026_fureai.html</p> <p>②各区社会福祉協議会 http://www.yokohamashakyo.jp/lin/kushakyo.html</p>

<p>定時制生徒自立支援業務委託事業 (H29 140万円)</p>	<p>社会福祉法人</p>	<p>校舎内のオープンスペースを活用して、授業前や放課後に生徒の相談等に対応するコーディネーターとサポートスタッフを配置し、定時制生徒の自立を支援するための業務を委託する。</p>	<p>川崎市 教育委員会事務局 学校教育部指導課 TEL 044-200-3067</p>
<p>川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業 (H29 1000万円)</p>	<p>社会福祉法人やNPO法人等の営利を目的としない団体で、一定の要件を満たしていること。</p>	<p>地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全・安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られるよう、子どもの健全育成に資する活動を行う団体に対して補助金を交付する。 補助率：1/2 上限額：実施日数によって、20万円、40万円、60万円、80万円（平成29年度事業）</p>	<p>川崎市 こども未来局青少年支援室 TEL 044-200-2669</p>

<p>小田原市市民提案型協働事業 (H29 10万円)</p>	<p>一定の要件を満たしている 市民活動団体</p>	<p>市民活動団体の新しい発想や柔軟性、専門性等を十分に生かした提案を募集し、提案団体と市が対等な立場で適切な役割分担のもと、双方の責任において協働して事業に取り組む。(1事業上限100万円) ※平成28年度はプレイパーク事業が採択されている</p>	<p>小田原市 子ども青少年部子育て政策課 TEL 0465-33-1874 http://www.city.odawarakanagawa.jp/field/national/volunteer/citizen_proposal.html</p>
<p>地域の見守り拠点づくり事業 (H29 52万円)</p>	<p>各地区の拠点づくり事業の 主催団体</p>	<p>地域総ぐるみで子どもを見守り育てるというスクールコミュニティの理念のもと、子どもたちの安全確保と健全育成を図るため、地域にある空間を活かして体験学習の機会を提供し、子どもたちの居場所の基礎づくりを行う。 1地区年間：6万5千円</p>	<p>小田原市 子ども青少年部青少年課 TEL 0465-33-1723 http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/lifelong/youth/schoolcommunity/p12253.html</p>
<p>こども食堂支援事業(補助金) (H29 296万円)</p>	<p>子どもの居場所づくりや子育て支援を目的としてこども食堂を運営する団体</p>	<p>こども食堂を設置・運営する際の費用の一部を補助 ① 初期経費(1団体1回)10万円以内 ② 運営経費 1万7千円×実施回数(最大48回分)以内</p>	<p>大和市 こども・青少年課 TEL 046-260-5227 http://www.city.yamato.lg.jp/web/seishou/seishou01211631.html</p>

<p>綾瀬市市民活動応援補助金 (きらめき補助金) (H29 200万円)</p>	<p>次の要件の全てに該当する団体が対象 (1)主な活動場所又は運営拠点が市内にある団体 (2)構成員が3人以上の団体</p>	<p>主に市民を対象とした市民活動(公益的な事業)を対象に次のとおり補助を行っている</p> <table border="1" data-bbox="1088 316 1657 635"> <thead> <tr> <th></th> <th>いぶき</th> <th>はぐくみ</th> <th>はばたき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体の要件</td> <td>設立1年未満の団体</td> <td>設立1年以上の団体</td> <td>設立1年以上の団体、2団体以上で事業を実施</td> </tr> <tr> <td>補助金額の上限</td> <td>10万円</td> <td>20万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>交付回数 の制限</td> <td>1団体1回まで</td> <td>1事業につき3回まで</td> <td>1事業につき5回まで</td> </tr> </tbody> </table>		いぶき	はぐくみ	はばたき	団体の要件	設立1年未満の団体	設立1年以上の団体	設立1年以上の団体、2団体以上で事業を実施	補助金額の上限	10万円	20万円	50万円	交付回数 の制限	1団体1回まで	1事業につき3回まで	1事業につき5回まで	<p>綾瀬市 市民協働課自治協働担当 TEL 0467-70-5640</p> <p>https://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000019400/hpg000019367.htm</p>
	いぶき	はぐくみ	はばたき																
団体の要件	設立1年未満の団体	設立1年以上の団体	設立1年以上の団体、2団体以上で事業を実施																
補助金額の上限	10万円	20万円	50万円																
交付回数 の制限	1団体1回まで	1事業につき3回まで	1事業につき5回まで																
<p>地域子育て環境づくり支援事業 (H29 60万円)</p>	<p>次の要件の全てに該当する団体が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内を拠点として活動する団体 ・5人以上で構成される団体 ・構成員の半数以上が町内在住、在勤又は在学の者である団体 	<p>地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業を行う団体に対して補助金を交付する。</p> <p>(補助金額) 30万円を限度として、1団体ごとに1年度につき1回</p> <p>(対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援を行うボランティア団体等の活動の立ち上げに伴う事業 ・地域の実情に応じた創意工夫のある取り組みで、かつ、地域における子育て力を育み、きめ細やかな子育て支援活動を推進するための事業 	<p>寒川町 子育て支援課子ども家庭担当 TEL 0467-74-1111</p> <p>http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kenkokodomo/kosodatesienka/kodomokatei/info/kosodate_syounen/kosodate_sien/1466553618690.html</p>																